

Ashiya information

お知らせ

市民参画の手続きの状況



～市民の皆さんの声を市政に反映～

審議会等・ワークショップ・パブリックコメントなどの結果と今後の予定です。

【令和4年度実施結果】

- ◆審議会等の活用 3件
- ◆ワークショップの開催 1件
- ◆パブリックコメントの活用 3件
- ◆協議会・公聴会、アンケート調査など 4件

【令和5年度実施予定】

- ◆審議会等の活用 4件
- ◆ワークショップの開催 2件
- ◆パブリックコメントの活用 5件
- ◆協議会・公聴会、アンケート調査など 5件

【パブリックコメント(市民意見募集)実施予定】

- ▶第10次すこやか長寿プラン21(高齢介護課)・12月
- ▶第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(障がい福祉課)・12月
- ▶第3次市民マナー条例推進計画(環境課)・12月
- ▶第4次健康増進・食育推進計画(子ども家庭・保健センター)・12月
- ▶スポーツ推進実施計画(スポーツ推進課)・12月

■問い合わせ 市民参画・協働推進課 ☎38-2007

申請・届け出

子育て世帯生活支援特別給付金



低所得の子育て世帯は、「子育て世帯生活支援特別給付金」が受けられます。

【ひとり親世帯分】

■対象 次のいずれかにあてはまる人

- ①3月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、3月分の児童扶養手当が支給されない人
- ③物価高騰の影響で、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になる見込みの人

■給付額 児童1人あたり5万円

【ひとり親以外の世帯分】

■対象 次のいずれかにあてはまる人

- ①芦屋市から令和4年度の低所得の子育て世帯へ生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給された人
- ②18歳までの児童(障がいがある場合は20歳未満)を養育し、物価高騰の影響で、収入が住民非課税相当と同じ水準になる見込みの人

■給付額 児童1人あたり5万円

■申し込み ①5月29日(月)に口座へ振り込み済みです。②③申請が必要です。

■提出期限 令和6年2月29日(木)まで ※消印有効

■問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2045

児童手当・特例給付を振り込みます



子どもが生まれたとき、転入・転出のときは、下記窓口または郵送で手続きしてください(公務員は勤務先へ)。

■対象 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母等

※所得制限があります。詳細は市ホームページ

ジまたは下記へ

【現在受給中の人へ】

2～5月分の児童手当・特例給付を6月15日(木)に指定の口座に振り込みます。

■問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2117

芦屋市奨学金の申請受付



■対象 経済的理由により修学が困難で次の全てにあてはまる人

- ▶高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3学年)、特別支援学校(高等部)またはこれに準ずる学校の高等部に在学
- ▶申請者の生計を維持する人が、市内に居住(原則、住民登録)している
- ▶申請者の生計を維持する人の年間所得額が基準額以下、失業中または家計急変により発生後1年間の所得額が基準額以下になる見込みである

※兵庫県高等学校等奨学給付金の支給を受けることができる人は併給できません(通信制の学校に在学している人を除く)

■申し込み 各学校で在学の証明を受けた上で7月14日(金)までに下記へ

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

国民年金保険料の免除・納付猶予



所得の減少や失業等で保険料の納付が困難な場合には「免除制度」や「納付猶予制度」があります。

【免除】免除された期間は、受給資格期間に算入され、将来の年金額にも免除の種類に応じて一部反映されます。

■対象 本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額以下のかた(免除の種類や世帯構成により基準額が異なります)。

■保険料 免除の種類に応じ、納める保険料は次のとおり

- 〈全額免除〉0円
- 〈4分の3免除(4分の1納付)〉4,130円
- 〈半額免除(2分の1納付)〉8,260円
- 〈4分の1免除(4分の3納付)〉12,390円

【納付猶予】50歳未満のかたの納付を猶予する制度。猶予された期間は受給資格期間には算入されませんが、将来の年金額には反映されません。

■対象 本人・配偶者それぞれの前年所得が基準額以下のかた(世帯構成により基準額が異なります)。

■申し込み 本人確認書類(マイナンバーカード等)、失業による申請の場合は離職票等を持参し、市役所北館1階7番窓口へ

【保険料の追納】免除や納付猶予を受けた期間の保険料は10年以内に納めること(追納)ができます。これにより、納付済期間として将来の年金額に反映されるようになります。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度を過ぎて追納する場合には加算額が上乗せされます。

■問い合わせ 市民課管理係(年金担当)

☎38-2036

市民の手でつないでいく、
まちが誇る夏の祝祭!

芦屋サマーカーニバル

7月22日(土) 潮芦屋ビーチ・潮芦屋緑地総合公園

安全安心なイベント開催のため 事前予約制

募集中

ボランティアスタッフ 会場の誘導・案内・清掃ボランティア
市民ステージ 出演者募集

詳しくは右記ホームページへ

芦屋市民まつり協議会事務局(サマーカーニバル実行委員)
☎35-0871/FAX35-0874/✉info@ashiya-hanabi.com